第二十三条の十第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「前条第三十四項及び第三十五項」を「前条第三十九項及び第四十項」に、「第七十条の七の二第二十五項及び第二十六項」を「第七十条の七の二第三十一項及び第三十二項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項の次に次の五項を加える。

32　第九項の規定は、法第七十条の七の二第二十三項に規定する財務省令で定める場合及び財務省令で定めるものについて準用する。

33　前条第三十五項の規定は、法第七十条の七の二第二十三項に規定する財務省令で定める金額について準用する。

34　前条第三十六項の規定は、法第七十条の七の二第二十四項に規定する財務省令で定める者について準用する。

35　前条第三十七項の規定は、法第七十条の七の二第二十四項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

36　前条第三十八項の規定は、法第七十条の七の二第二十四項に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

第二十三条の十二の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第三項第二号イ中「又は出資」を「、出資又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口」に改め、同条第四項中「第四十条の八の三第二十二項」を「第四十条の八の三第二十四項」に改め、同条第五項第一号中「及び第八項第五号」を削り、同条第六項第四号中「総収入金額」の下に「（会社計算規則第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。）」を加え、同項第七号中「及び法第七十条の七の四第二項第一号イに規定する常時使用従業員の数」を削り、同条第八項第二号を削り、同項第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「写し」の下に「及び同条第二項の申請書の写し」を加え、同号を同項第三号とし、同項第七号を同項第四号とし、同条第九項中「第二十三条の十第二十二項から第三十二項」を「第二十三条の十第二十一項から第三十六項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項第十項中「第七十条の七の二第十四項第十号」を「第七十条の七の二第十四項第十一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）附則第八十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第一条第五号ハに掲げる規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租特法」という。）第七十条の七の規定及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号。以下この条において「改正令」という。）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧令」という。）第四十条の八の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第二十三条の九（第二十四項、第二十五項及び第二十八項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

2　改正法附則第八十六条第四項各号に掲げる者は、改正法附則第一条第五号ハに掲げる規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租特法」という。）第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、改正後の租税特別措置法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十三条の九第二十四項、第二十五項及び第二十八項の規定を適用する。

3　改正法附則第八十六条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租特法第七十条の七の二の規定及び改正令附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第四十条の八の二の規定に基づく旧規則第二十三条の十（第二十三項、第二十四項及び第二十七項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

4　改正法附則第八十六条第八項各号に掲げる者は、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、新規則第二十三条の十第二十二項、第二十三項及び第二十六項の規定を適用する。

5　改正法附則第八十六条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租特法第七十条の七の四の規定及び改正令附則第十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第四十条の八の三の規定に基づく旧規則第二十三条の十二（同条第九項において旧規則第二十三条の十第二十三項、第二十四項及び第二十七項の規定を準用する部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

6　改正法附則第八十六条第十二項各号に掲げる者は、新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、新規則第二十三条の十二第九項において準用する新規則第二十三条の十第二十二項、第二十三項及び第二十六項の規定を適用する。

（新法選択届出書の記載事項）

第三条　改正法附則第八十六条第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　改正法附則第八十六条第四項各号に掲げる経営承継受贈者　次に掲げる事項

イ　改正法附則第八十六条第四項の規定の適用を受けようとする旨

ロ　当該経営承継受贈者の氏名及び住所又は居所並びに当該経営承継受贈者が改正法附則第八十六条第四項各号のいずれに該当するかの別

ハ　当該経営承継受贈者に係る改正法附則第八十六条第四項各号に規定する改正前の租税特別措置法（同項第三号については、旧租特法）第七十条の七第二項第一号に規定する認定承継会社の名称及び本店の所在地並びに同条第一項の規定の適用に係る贈与により同項に規定する特例受贈非上場株式等の取得をした年月日

ニ　その他参考となるべき事項

二　改正法附則第八十六条第八項各号に掲げる経営承継相続人等　次に掲げる事項

イ　改正法附則第八十六条第八項の規定の適用を受けようとする旨

ロ　当該経営承継相続人等の氏名及び住所又は居所並びに当該経営承継相続人等が改正法附則第八十六条第八項各号のいずれに該当するかの別

ハ　当該経営承継相続人等に係る改正法附則第八十六条第八項各号に規定する改正前の租税特別措置法（同項第三号については、旧租特法）第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社の名称及び本店の所在地並びに同条第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項に規定する特例非上場株式等の取得をした年月日

ニ　その他参考となるべき事項

三　改正法附則第八十六条第十二項各号に掲げる経営相続承継受贈者　次に掲げる事項

イ　改正法附則第八十六条第十二項の規定の適用を受けようとする旨

ロ　当該経営相続承継受贈者の氏名及び住所又は居所並びに当該経営相続承継受贈者が改正法附則第八十六条第十二項各号のいずれに該当するかの別

ハ　当該経営相続承継受贈者に係る改正法附則第八十六条第十二項各号に規定する改正前の租税特別措置法（同項第三号については、旧租特法。ハにおいて「旧措置法」という。）第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社の名称及び本店の所在地並びに旧措置法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により同項に規定する特例受贈非上場株式等の取得をした年月日及び同項の規定の適用に係る贈与者の死亡の日

ニ　その他参考となるべき事項

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「新規則第二十三条の九第八項及び第二十二項第八号又は第二十三条の十第一項、第二項、第八項、第九項及び第二十一項第十号」を「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第四十七号）による改正後の租税特別措置法施行規則第二十三条の十第一項、第八項及び第二十項第七号」に、「相続若しくは遺贈又は贈与」を「相続又は遺贈」に改める。